

## 第十四章 現場に於けるコンクリート抗圧強度試験及載荷試験

### 第六十六條 現場に於ける抗圧強度試験

責任技術者は現場に於て屢々コンクリートの抗圧強度試験を行ひ、所要の強度を有するや否やを検査すべし。

抗圧強度試験は『コンクリート抗圧強度試験に關する標準方法』(附録第六章)に依るべし。

### 第六十七條 載荷試験

- (1) 載荷試験は責任技術者が特に其の必要を認めたる場合に限り之を行ふものとす。
- (2) 載荷試験はコンクリートの最終填充後 45 日以上経過するに非れば、之を行ふべからず。試験荷重は一般に設計荷重を超ゆべからず。
- (3) 構造物の最大撓度は、試験荷重を 6 時間以上載荷したる後、残留變形は荷重を除きて 12 時間以上経過したる後、之を測定すべし。支承の沈下の影響を除き残留變形は最大撓度の  $1/4$  以下たる事を要す。